

亀山市告示第52号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21593
- 3 路線名 亀田椿世北町線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 椿世町字木下577番18地先
 - (2) 終点 椿世町字木下577番18地先
- 5 供用開始の期日 令和5年3月31日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21601
- 3 路線名 椿世道線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 椿世町字木下575番1地先
 - (2) 終点 椿世町字木下577番18地先
- 5 供用開始の期日 令和5年3月31日